

- ・文化財保護法 第92～108条
- ・周知の埋蔵文化財包蔵地(93条の1) 区内1～102番
- ・土木工事の際、届出必要

埋蔵文化財発掘届出以降の流れ

【届出受理】

区：立会か試掘かを判断し、東京都あてに副申
→ 東京都から区と届出者に対して通知。

A. 試掘調査

- 事業目的の開発の場合、経費負担は届出者→届出者は民間調査組織(※)と契約。
- 個人住宅の場合、経費負担は行政。

B. 立会

区：根切り工事時に立会

完了(着工)

【試掘調査】(民間調査組織による)

区：完了まで立会い、報告書を作成。結果及び本調査の必要性の有無を届出者に報告。

A-2

本調査の必要がある場合

A-1

本調査の必要のない場合

完了(着工)

【協議・調整】

- 届出者：民間調査組織と協議・調整を行う
- 届出者と民間調査組織で契約
 - 届出者・区教育委員会・民間調査組織で三者協定を締結

【本調査】(民間調査組織による)

区：定期的な監理

- 本調査終了後工事着工
- 出土遺物整理作業
- 発掘調査報告書の刊行

完了

※ 民間調査組織は、東京都教育委員会が適正な専門業者としてリストアップした内から選択する。

